芦屋市地域クラブ創設に係る物価高騰対策支援補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、芦屋市立中学校等（芦屋市地域クラブ活動参加者支援助成金交付要綱第２条第２号に規定する芦屋市立中学校等をいう。）における部活動の地域展開を円滑に推進するに当たり、地域クラブの事業の運営に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、物価高騰による負担の軽減を図り、もって地域クラブの参加費の低廉を目的に、芦屋市地域クラブ創設に係る物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、芦屋市地域クラブ活動参加者支援助成金交付要綱第２条第１号に規定する地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）であって、芦屋市内で活動を行い、かつ、芦屋市内に在住する中学生が３名以上参加しているものとする。

（補助事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域クラブが部活動の地域展開に伴ってその活動を推進する事業とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該地域クラブにおいて共同で使用する物として令和８年４月１日から令和９年２月１５日までに購入した次の各号のいずれかに該当する費用であって、当該地域クラブが補助事業のために購入したもの（以下「共用備品等」という。）の費用とする。

(1)　共用備品費

(2)　消耗品費

(3)　その他市長が必要と認める費用

２　前項の共用備品等には、チーム名等を印字するなど、当該地域クラブの備品であることを明確に示すものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費を合計した額とする。ただし、１の地域クラブにつき、補助金の上限額は２０万円とする。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助金の上限額を２０万円未満とすることができる。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする地域クラブは、芦屋市地域クラブ創設に係る物価高騰対策支援補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)　収支予算書

(2)　その他市長が必要と認めた書類

（交付決定）

第７条　市長は、前条の申請書を受理し、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした地域クラブに対し芦屋市地域クラブ創設に係る物価高騰対策支援補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助金の交付決定を受けた地域クラブは、補助事業が完了したときは、芦屋市地域クラブ創設に係る物価高騰対策支援補助金実績報告書（様式第３号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)　収支決算書

(2)　補助対象経費に係る領収書の写し

(3)　その他市長が必要と認める書類

（交付の確定）

第９条　市長は、前条の実績報告書を受理し、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該実績報告書を提出した地域クラブに対し芦屋市地域クラブ創設に係る物価高騰対策支援補助金交付確定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　前条の規定による交付確定通知を受けた地域クラブは、芦屋市地域クラブ創設に係る物価高騰対策支援補助金交付請求書（様式第５号。以下「請求書」という。）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（活動継続義務）

第１１条　この補助金の交付を受けた地域クラブは、特段の事情を除き本市において地域クラブの活動を令和１１年３月３１日まで継続しなければならない。

（補助金交付の取消し等）

第１２条　市長は、補助金の交付決定を受けた地域クラブが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定又は確定の全部又は一部を取り消し、交付した

補助金を返還させるものとする。

(1)　補助金の申請書、実績報告書、請求書その他提出された書類に、虚偽の記載その他不正な行為があったとき。

(2)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年９月１７日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの補助金を受けた者に対する第１１条及び第１２条の規定は、なおその効力を有する。